

「シアゾファミド」「シエノピラフェン」「シフルフェナミド」「フルジオキソニル」「チアクロプリド」「ファモキサドン」「イマザリル」「ジフルフェンゾピル」「ジメチピン」「トリアスルフロン」「パラチオン」「ピリミジフェン」「ビンクロゾリン」「プロピコナゾール」「ホセチル」「モノクロトホス」「テルブホス」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

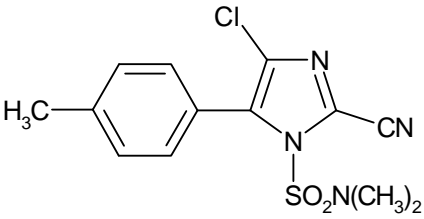
1. シアゾファミド（農薬）
2. シエノピラフェン（農薬）
3. シフルフェナミド（農薬）
4. フルジオキソニル（農薬）
5. チアクロプリド（農薬）
6. ファモキサドン（農薬）
7. イマザリル（農薬）
8. ジフルフェンゾピル（農薬）
9. ジメチピン（農薬）
10. トリアスルフロン（農薬）
11. パラチオン（農薬）
12. ピリミジフェン（農薬）
13. ビンクロゾリン（農薬）
14. プロピコナゾール（農薬）
15. ホセチル（農薬）
16. モノクロトホス（農薬）
17. テルブホス（農薬）

シアゾファミド

1. 今回の諮問の経緯

・平成 22 年 9 月 24 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------------|---|--|
| 名称 | シアゾファミド (Cyazofamid) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物: ぶどう(べと病)、ばれいしょ(疫病)等 今回、かぼちゃへの適用拡大申請 | |
| | 使用方法: 散布 | |
| 国際機関 海外での 評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国基準: にんじん、うり科野菜等 カナダ基準: かぼちゃ、トマト等 EU 基準: ぶどう、うり科野菜等 |
| 食品安全委員会 での評価等 | <p>【1】 平成 16 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 16 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成 17 年 6 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 18 年 5 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 9 月 6 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】 平成 21 年 10 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: right;">ADI = 0.17mg/kg 体重/day</p> | |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シエノピラフェン

1. 今回の諮問の経緯

・平成 22 年 10 月 4 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------------|--|-----------------------------|
| 名称 | シエノピラフェン (Cyenopyrafen) | |
| 構造式 | | |
| 用途 | 殺ダニ剤 | |
| 作用機構 | <p>プロペンニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。</p> <p>代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体 II に結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子伝達を阻害することにより作用すると考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: かんきつ(ミカンハダニ等)、なす(チャノホコリダニ等)、りんご(ハダニ類)等</p> <p>今回、ピーマン、きゅうり、食用ぎくへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p> | |
| 国際機関 海外での 評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | <p>【1】 平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 20 年 1 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成 21 年 8 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 22 年 1 月 14 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: right;">ADI = 0.05mg/kg 体重/day</p> | |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シフルフェナミド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年 10月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------------|---|---|
| 名称 | シフルフェナミド (Cyflufenamid) | |
| 構造式 | | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | アミドキシム骨格を有する殺菌剤である。 作用機構は解明されていないが、麦類、いちご、メロン等のうどんこ病及び灰星病に防除効果を示す。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物: 麦類(うどんこ病)、いちご(うどんこ病)、メロン(うどんこ病)等 使用方法: 散布 | |
| 国際機関 海外での 評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | EU基準: 小麦、大麦等 インポートトレランス要請: すいか、メロン、もも、ぶどう、とうがらし等(韓国基準) |
| 食品安全委員会 での評価等 | 平成20年3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成21年4月16日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.041mg/kg 体重/day | |

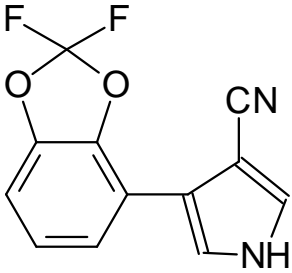
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルジオキシソニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成21年8月21日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|--|
| 名称 | フルジオキシソニル (Fludioxonil) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：稲（ばか苗病等）、にら（白斑葉枯病）、ぶどう（灰色かび病等）等 今回、ピーマン、すいか、にんじんへの適用拡大申請 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.4 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | ばれいしょ、にんじん、ブルーベリー等 |
| | 諸外国 | 米国基準：ばれいしょ、りんご、びわ等 カナダ基準：大麦、ピーマン等 EU基準：りんご、ぶどう等 豪州基準：ばれいしょ、ぶどう等 ニューゼaland基準：ぶどう、いちご等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 平成19年6月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年7月16日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.33 mg/kg 体重/day | |

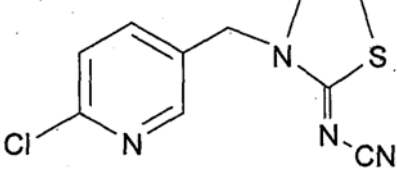
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チアクロプリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年2月12日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | チアクロプリド (Thiacloprid) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | ネオニコチノイド系殺虫剤である。 ニコチン作動性アセチルコリン受容体に結合し、神経の異常興奮を起こすことで殺虫作用を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：稲（イネミズゾウムシ等）、きゅうり（アブラムシ類等）、りんご（カメムシ類等）、もも（アブラムシ類等）等 今回、こまつな（アブラムシ類）への適用拡大申請 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI=0.01 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | 小麦、きゅうり、仁果類、核果類、畜産物等 |
| | 諸外国 | 米国基準：りんご、綿実、畜産物等 カナダ基準：りんご、なし、畜産物等 EU基準：穀類、仁果類、核果類、畜産物等 豪州基準：仁果類、核果類等 ニュージーランド基準：アボガド、仁果類等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

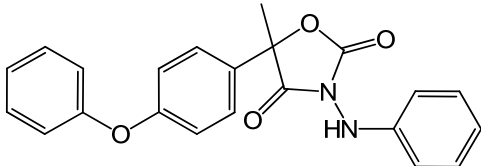
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ファミキサドン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年9月7日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく **インポータランス**による残留基準の設定要請を受理。
- ・平成22年9月24日、農林水産省からの**魚介類**への基準値設定の要請を受理
- ・**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し**

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|---------------------------|
| 名称 | ファミキサドン (Famoxadone) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | オキサゾリジンジオン系殺菌剤。チトクロームb及びチトクロームc間の電子伝達経路を遮断し、病原菌のミトコンドリア内の電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている</p> <p>適用作物：ばれいしょ（疫病、夏疫病）、はくさい（べと病、白さび病）、トマト（疫病、葉かび病）、ぶどう（晩腐病、黒とう病、褐斑病）、だいず（べと病）等</p> <p>今回、魚介類への基準値設定の要請</p> <p>使用方法：散布</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.006 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | 小麦、大麦、ばれいしょ、トマト、きゅうり、ぶどう等 |
| | 諸外国 | 米国基準：たまねぎ、うり科野菜類等 |
| | | カナダ基準：トマト、ベリー類果実等 |
| | EU 基準：ぶどう、トマト、ピーマン、うり科野菜類等 | |
| | インポータランス要請：ばれいしょ、レタス、たまねぎ、ほうれんそう、ぶどう、ホップ等(米国基準) | |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

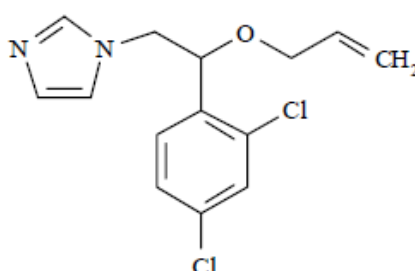
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会

イマザリル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | イマザリル (Imazalil) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | ヘテロサイクリック系の殺菌剤である。 細胞壁の構成成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 【農薬】 登録されていない。 【食品添加物】 指定されている（みかんを除くかんきつ類及びバナナへの防かび剤）。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | きゅうり、いちご、ベリー類等 |
| | 諸外国 | 米国基準：小麦、大麦、畜産物等 EU基準：ばれいしょ、トマト、きゅうり等 豪州基準：ばれいしょ、畜産物等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

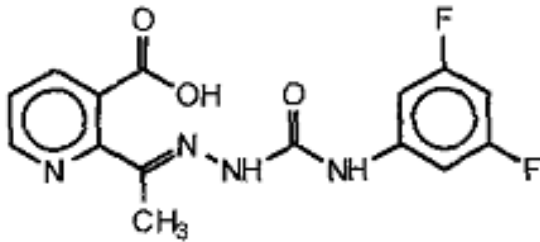
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジフルフェンゾピル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|-----------------------------|
| 名称 | ジフルフェンゾピル (Diflufenzopyr) | |
| 構造式 |  <p>The chemical structure of Diflufenzopyr consists of a pyridine ring fused to a pyrazole ring. The pyridine ring has a methyl group (CH₃) at the 2-position. The pyrazole ring has a hydroxyl group (OH) at the 3-position and is connected via its 4-position to a carbonyl group (C=O). This carbonyl group is further connected to a secondary amine (NH), which is linked to another carbonyl group (C=O). This second carbonyl group is connected to another secondary amine (NH), which is finally connected to a benzene ring. The benzene ring has two fluorine atoms (F) at the 3 and 5 positions.</p> | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | 植物体の細胞膜に存在する輸送タンパクに結合し、オーキシン輸送を阻害することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国基準：とうもろこし カナダ基準：とうもろこし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

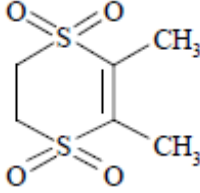
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジメチピン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|-------------------------|
| 名称 | ジメチピン (Dimethipin) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | 植物体の表皮に吸収され、タンパク質の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | A D I = 0.02 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | ひまわりの種、綿実、なたね等 |
| | 諸外国 | 豪州基準：綿実等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

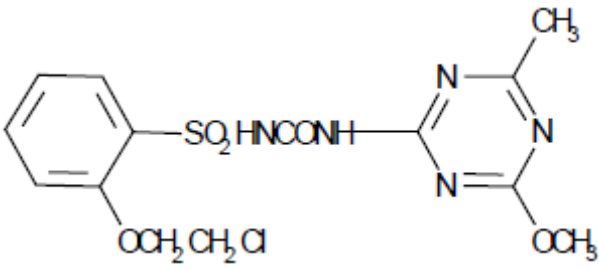
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリアスルフロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---------------------------------|
| 名称 | トリアスルフロン (Triasulfuron) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | 分枝鎖アミノ酸の生合成を阻害して細胞分裂を停止させることにより、植物体の生長を止め、除草効果を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国基準：小麦、大麦、畜産物等 豪州基準：穀類、畜産物等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

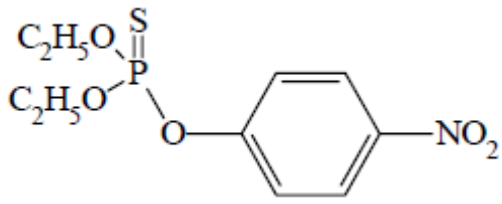
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

パラチオン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--------------------------|
| 名称 | パラチオン (Parathion) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系の殺虫剤である。 コリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | A D I = 0.004 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | 基準は削除されている |
| | 諸外国 | カナダ基準：ケール、かんきつ類、ベリー類等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリミジフェン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 名称 | ピリミジフェン (Pyrimidifen) | |
| 構造式 | | |
| 用途 | 殺ダニ剤 | |
| 作用機構 | フェノキシエチルアミン系の殺ダニ剤である。筋肉細胞内のカルシウムイオン濃度を異常に上昇させることで筋肉の収縮強度を失わせたり硬直させたりすることにより、殺ダニ効果を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：キャベツ（コナガ）、かんきつ（ミカンハダニ等）、りんご（リンゴハダニ等）、いちご（ハダニ類）等 | |
| | 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

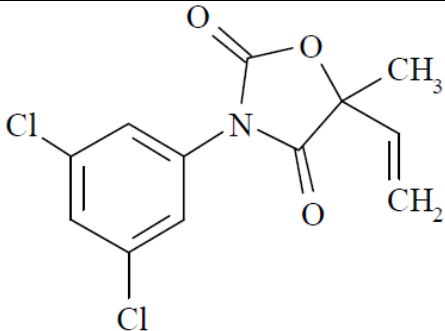
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ビンクロゾリン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | ビンクロゾリン (Vinclozolin) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | 非浸透性殺菌剤で、胞子の発芽を阻止することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | ピーマン、きゅうり、ぶどう、トマト、いちご等 |
| | 諸外国 | 米国基準：ピーマン、きゅうり、いちご等 カナダ基準：ピーマン、きゅうり、トマト、ぶどう、いちご、アプリコット等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

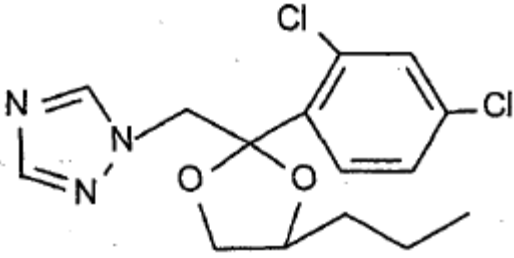
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロピコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | プロピコナゾール (Propiconazole) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | <p>ヘテロサイクリック系の殺菌剤である。</p> <p>糸状菌の細胞膜の構成成分であるステロールの生合成を阻害することにより、防除効果を示すと考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | <p>適用作物: 小麦(うどんこ病等)、大麦(うどんこ病等)等</p> <p>使用方法: 散布</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.07 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | 小麦、大麦、バナナ、畜産物等 |
| | 諸外国 | <p>米国基準: 穀類、核果類、畜産物等</p> <p>EU基準: ねぎ、もも、バナナ等</p> <p>豪州基準: 核果類、ぶどう、バナナ、畜産物等</p> <p>ニュージーランド基準: 穀類</p> |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ホセチル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | ホセチルアルミニウム (Fosetyl aluminium) | |
| 構造式 | $\left[\begin{array}{c} \text{H} \\ \\ \text{C}_2\text{H}_5\text{O}-\text{P}-\text{O}^- \\ \\ \text{O} \end{array} \right]_3 \cdot \text{Al}^{3+}$ | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | <p>有機リン系の殺菌剤である。</p> <p>胞子の発芽抑制による病原菌の植物体への侵入を阻害するとともに、植物体の生理作用の介在により植物体の細胞壁を強化せしめる等の病原菌感染に対する植物の抵抗力を強化する作用があると考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: にんじん(黒葉枯病等)、きゅうり(べと病等)、りんご(黒星病等)、なし(黒星病等)、ぶどう(べと病等)等</p> <p>使用方法: 散布</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | <p>米 国 基 準 : あぶらな科野菜、うり科野菜、かんきつ類、仁果類等</p> <p>カナダ基準 : かんきつ類、りんご、ベリー類等</p> <p>E U 基 準 : あぶらな科野菜、うり科野菜、かんきつ類、仁果類、ぶどう等</p> <p>豪 州 基 準 : りんご、もも、パイナップル等</p> <p>ニュージーランド基準 : りんご、もも等</p> |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

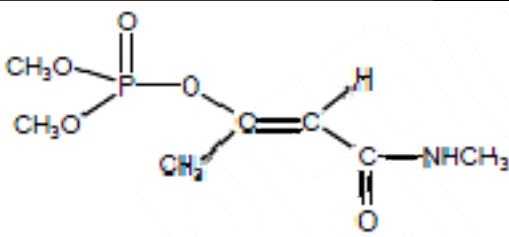
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

モノクロトホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | モノクロトホス (Monocrotophos) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系の殺虫剤である。 コリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.0006 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | 基準は削除されている |
| | 諸外国 | カナダ基準：トマト、りんご、なし等 EU基準：キャッサバ、ウコン、カカオ豆等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テルブホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | テルブホス (Terbufos) | |
| 構造式 | $\text{(C}_2\text{H}_5\text{O)}_2\text{-}\overset{\text{S}}{\parallel}\text{P-S-CH}_2\text{-S-C(CH}_3\text{)}_3$ | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系の殺虫剤である。 コリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.0006 mg/kg 体重/日 |
| | 国際基準 | とうもろこし、てんさい、バナナ等 |
| | 諸外国 | 米国基準：大豆、とうもろこし、てんさい、バナナ等 豪州基準：バナナ、畜産物等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【シアゾファミド】

- ・作物残留試験

【シエノピラフェン】

- ・作物残留試験

【シフルフェナミド】

- ・作物残留試験 (海外)

【フルジオキソニル】

- ・ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験〔代謝物V〕(2008年) RCC [GLP]
- ・ヒトリンパ球を用いた *in vitro* 染色体異常試験〔代謝物V〕(2007年) RCC [GLP]
- ・マウスリンホーマ細胞を用いた *in vitro* 遺伝子突然変異試験〔代謝物V〕(2007年) RCC [GLP]
- ・マウスを用いた小核試験〔代謝物V〕(2007年) RCC [GLP]
- ・ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験〔代謝物R〕(2001年) シンジェンタ [GLP]
- ・チャイニーズハムスター-V79細胞を用いた *in vitro* 染色体異常試験〔代謝物R〕(2002年) RCC [GLP]
- ・マウスリンホーマ細胞を用いた *in vitro* 遺伝子突然変異試験〔代謝物R〕(2001年) RCC [GLP]
- ・ラットを用いた小核試験〔代謝物R〕(2002年) セントラルトキシコロジーラボラトリー [GLP]
- ・植物代謝試験〔だいず〕(1998年) Novartis Crop Protection, Inc [GLP]
- ・植物代謝試験〔ばれいしょ〕(1993年) Ciba-Geigy Ltd. [GLP]
- ・植物代謝試験〔レタス〕(2000年) Novartis Crop Protection, Inc [GLP]
- ・家畜代謝試験〔産卵鶏〕(1992年) Ciba-Geigy Ltd. [GLP]
- ・家畜残留試験〔産卵鶏〕(2009年) Covance Laboratories Ltd. [GLP]
- ・作物残留試験